

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

韓国編

2012年3月



第4章 デザイン保護法

1. 保護対象

デザイン保護法上の保護の対象は、「物品(物品の部分及び書体を含む)の形状、模様、色彩又はこれらを結合したもので、視覚を通じて美感を引き起こさせるもの」と定義されるデザインである(デザイン保護法第2条第1号)。

なお、物品の一部、記録や標識などに使用されるための一組の書体(フォント)、画像デザイン(GUI、アイコン、グラフィックイメージなど)も保護対象になる。

2. 登録要件

2-1 工業上利用可能性

工業上利用可能性がないものはデザイン登録を受けることができない。工業上利用可能性とは、工業的生産方法によって同一物品が量産可能なものであることをいう。

2-2 新規性

新規性とは、デザインが他のデザインと区別できる程度に客観的に新しいことをいい、デザイン保護法はデザイン保護法第5条第1項各号に列挙している新規性喪失事由に該当するものは、保護を受けることができないように規定している。

- ① 出願前に韓国内又は韓国外で公知であったり公然実施されたデザイン
- ② 出願前に韓国内又は韓国外で頒布された刊行物に記載されたり、電気通信回線を通して公衆が利用可能となったデザイン
- ③ 上記①又は②に該当するデザインに類似するデザイン

従って、日本国内で既に販売されていたり、カタログ、インターネットで公開された物品のデザインは原則的にデザイン登録が不可能である。

2-3 新規性喪失の例外

既に販売されていたり、カタログなどにデザインが掲載されていても、デザインが新規性を喪失した日(最初の販売日や最初のデザイン公開日)から6ヶ月以内に韓国出願をすると共に新規性喪失の例外の主張を行い、これを立証することができる書類を出願日から30日以内に提出すれば新規性を喪失していないものとする。

2-4 創作性

デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を持った者が韓国内又は韓国外で公知となったり公然に実施されたデザイン又は頒布された刊行物に掲載されたり電気通信回線を通じて公衆が利用可能になったデザイン(公知・公用のデザイン)の結合によるか、韓国内で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合(周知の形状・模様など)により容易に創作できるデザインは創作性の欠如を理由として登録を受けることができない。

2-5 先願主義

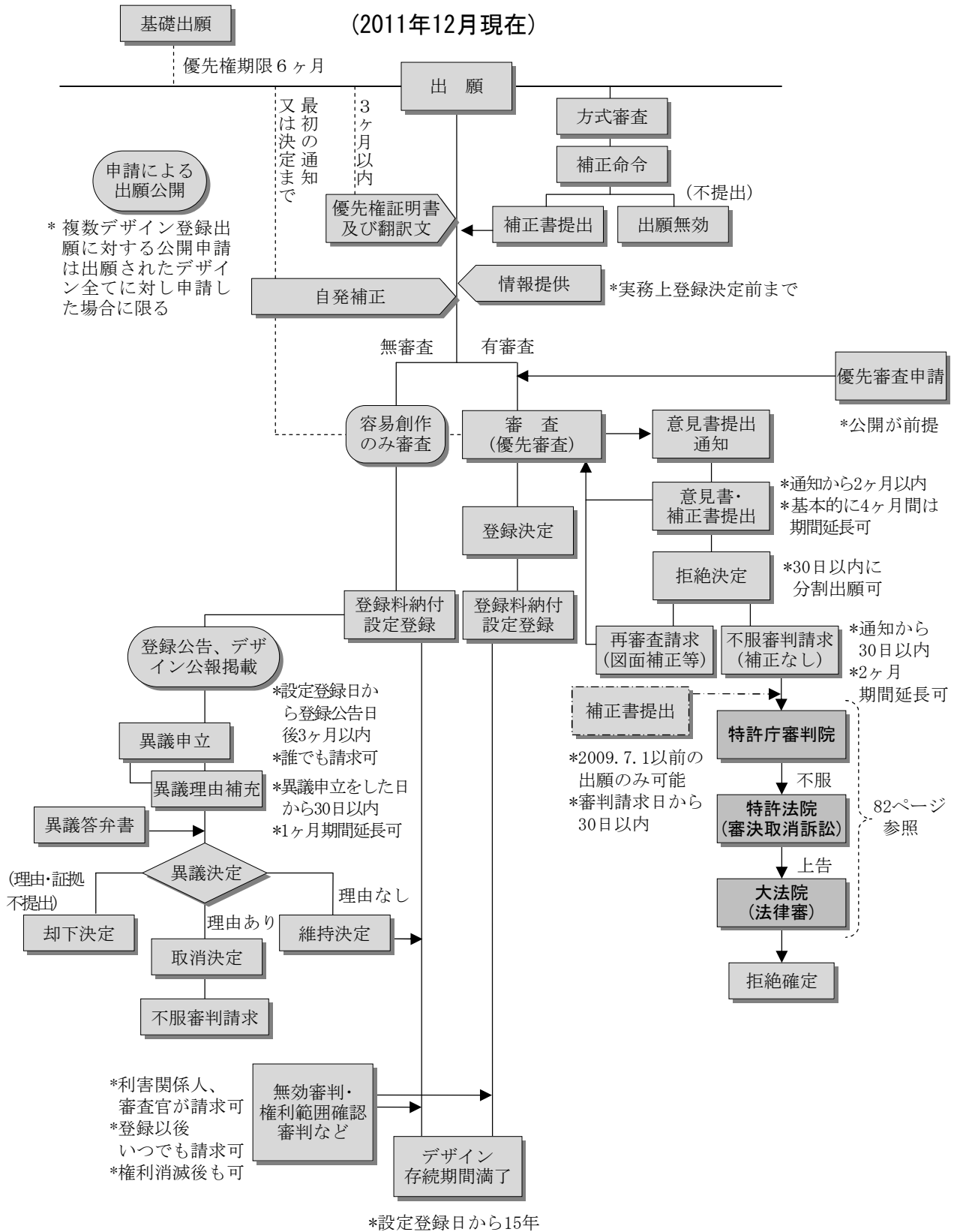
同一又は類似のデザインについて2以上の出願が競合する場合には最先の出願人へのみ権利を付与する。一方、先出願の拒絶が確定した場合、出願が放棄された場合には先出願の地位を付与しないが、例外的に同一人の2以上の出願が競合し協議不成立などで拒絶が確定した場合には先出願の地位が付与される。部分デザインと関連しては日本と同じく全体デザインには拡大された先出願の地位規定が適用(法第5条第3項)されるが、日本意匠法とは異なり、先後出願が同一人による場合でも拡大された先出願の地位が適用されるために、全体デザインと部分デザインを共に取得しようとする場合には注意が必要である。例えば日本で自動車全体に対する意匠を出願した後に日本国内でその自動車のフロント部についてのみ部分意匠を出願することは認められるが、韓国内ではこの場合、フロント部の部分デザインは全体意匠の拡大された先願の地位により拒絶されてしまう。同様に上記の日本の全体デザインと部分デザインを根拠にパリ条約による優先権主張をしつつ韓国内で同日付で出願したとしても、優先権の効果により全体デザインが先出願となってしまうために部分デザインの方は拒絶されてしまうのである。

2-6 不登録事由

たとえ出願デザインがデザインの工業上利用可能性及び新規性、創作性を備えているとしても公益を保護し他人の業務を保護するために以下の不登録事由を定めている(法第6条)。

- ① 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他の公共機関などの標章と外国の国旗、国章又は国際機関などの文字や標識と同一又は類似のデザイン
- ② デザインが与える意味や内容などが一般人の通常の道徳観念である善良な風俗に反したりその他公共の秩序を害するおそれがあるデザイン
- ③ 他人の業務に係る物品と混同を招くおそれがあるデザイン
- ④ 物品の機能を確保するのに不可欠な形状のみからなるデザイン

デザイン登録出願から権利取得まで



3. デザイン登録を受けるまでの手続の概要

デザインの対象になる物品が無審査登録出願の対象であるか、審査登録出願の対象であるかによって異なる。

3-1 デザイン審査登録出願手続

- ① 法令に定めた書式による願書、図面(写真も可)、及び添付書類(委任状、優先権証明書など)を添付して特許庁へ提出する。
- ② 提出されたデザイン審査登録出願書は方式審査を受け、デザイン物品類に区別される。方式違反時には補正命令が出され、補正命令に応じなかったり補正によっても瑕疵を直せない場合には無効処分となる。
- ③ 出願されたデザインは登録された後、登録公告として公開されるのが原則だが、出願人は特許庁のデザイン登録決定通知書の受領以前まで出願公開申請が可能である。反対に出願人はデザイン登録料納付前までデザインを公開せず、最大、登録日から3年まで秘密とすることを請求できる(秘密デザイン)。
- ④ デザイン物品類別に担当審査官が出願順によって出願日から約8~10ヶ月経過後に実体審査を行う。デザイン保護法で規定される拒絶理由(第26条第1号各号)が発見されれば、審査官は意見書提出通知を発してこの理由を出願人に通知し2ヶ月以内の期間を定めて意見書の提出機会を与える。
- ⑤ 意見書により拒絶理由が解消されたときはデザイン登録決定をし、拒絶理由が解消されないときは拒絶決定する。出願人は拒絶決定の謄本の送達を受けた日から30日以内に再審査を請求するか拒絶決定不服審判を請求することができる。特許審判院への拒絶決定不服審判請求が棄却された場合はさらに特許法院への審決取消訴訟、大法院(法律審)への上告による不服申立が可能である(拒絶決定不服審判、審決取消訴訟、大法院への上告などについては82ページを参照)。
- ⑥ 登録料納付後、デザイン権設定登録をしてデザイン公報に掲載して登録公告をする。

3-2 デザイン無審査登録出願手続

衣服、事務用紙など一部限定された物品及び画像デザインに対しては工業上の利用可能性、韓国内周知の形状、模様、色彩、又はこれらの結合により容易に創作したものであるか否かのみを審査し、新規性喪失如何に対しては審査しないことで、迅速に登録が可能のようにデザイン無審査登録制度を設けている。

(1) 対象物品

流行性の強い物品に関するデザインや画像デザインに対してはデザイン無審査登録出願として出願しなければならないが、これらの物品に対するデザイン審査登録出願は許容されない。万一、錯誤により審査登録出願をしたときは無審査登録出願に変更する補正をすることができる。

デザイン無審査登録出願の対象

分類	物品名
A1	製造食品、嗜好品
B1	衣服など
B2	服飾品
B3	身回品
B4	かばん、携帯用財布など
B5	靴、履物
B9	衣服など
C1	寝具、カーテンなど
C4	家庭用保健衛生用品
C7	慶弔用品
D1	室内小型整理用品
F1	教習具、書画用品など
F2	筆記具、事務用具
F3	事務用紙、チラシ、転写紙など
F4	包装紙、ラベル、包装容器など
H5	電子計算機など
M1	織物地、壁紙、合成樹脂など
-	液晶画面などの表示部に一時的に図形などが表示される画像デザインに関する物品

(2) 複数デザイン登録出願

デザイン無審査登録出願においては、物品区分上同じ大分類に属する物品について20個以内のデザインを1出願とすることができる複数デザイン登録出願が認められている。この場合、出願書に複数デザイン登録出願の有無及びデザインの数を記載すると共に、デザインの一連番号及び図面番号などを記載した複数デザイン明細書を添付しなければならない。

(3) 審査項目

無審査登録出願は新規性喪失や先出願類似デザイン如何などに対する実体審査をせず以下の要件についてのみ審査を行う。

- ① デザイン登録出願に必要な方式を備えているか
- ② 公序良俗に違反するか
- ③ 工業上の利用可能性を有するか
- ④ 国内に広く知られた形状、模様、色彩又はこれらの結合により容易に創作できるデザインであるか
- ⑤ 主体的要件その他条約違反の有無などの形式的要件

ただし、第三者からその登録要件に不足な点があることについて情報提供があるときには、新規性、創作性などの登録要件を審査し、拒絶決定をすることができる。

デザイン審査登録出願と無審査登録出願の対照表

	デザイン審査登録出願	デザイン無審査登録出願
審査期間	長い(約10～12ヶ月)	短い(約2～3ヶ月)
長短所	権利の安定性は高いが、権利化遅延の弊害がある	早期権利化を図れるが不良権利発生による紛争などの弊害がある
審査対象	方式審査+実体審査	方式要件+公序良俗違反の有無+工業上の利用性+国内での容易創作性
複数デザイン出願	1デザイン1出願の原則が適用される	複数デザイン登録出願が可能
異議申立制度	無し	不良権利発生による弊害防止のため登録後無審査登録異議申立制度あり
過失の推定規定	適用無し	無審査登録を受けた者が他人のデザイン権又は専用実施権を侵害する時には過失を推定
登録後の権利の効力	業として登録デザイン及びこれに類似するデザインを実施する権利を独占(排他的独占権)	過失の推定規定が適用されることを除き審査登録されたデザイン権と全く同一

3-3 必要書類

デザイン登録を受けようとする者は次の事項を記載した書類を特許庁長に提出しなければならない。

- ① 創作者及び出願人の氏名及び住所(出願人が法人の場合には代表者の氏名)、デザインの対象になる物品などを記載した出願書
 - ・ さらに、優先権主張を伴う場合には基礎となる出願の出願番号、優先日、国家名、また、類似デザイン出願の場合には基本デザインのデザイン登録番号又

はデザイン登録出願番号を記載しなければならない。

- ② 対象となる物品、デザインの説明及び創作内容の要点、複数デザイン登録出願の場合にはデザインの図面番号を記載した図面
- ・ 2010年1月1日から物品のデザインが正確に特定できるのであれば、図面の数や図法に制限がなくなった(3Dファイル形式の提出も可能)
 - ・ 過去には斜視図及び六面図を必須図面として提出しなければならなかったが、2010年1月1日からは必須図面提出が不要となり登録を受けようとするデザインの創作内容及び全体的な形態を明確に特定できる1つ以上の図面を提出すればよいこととなった。
 - ・ 書体デザインの場合には施行規則で規定する指定文字図面、例文図面、代表文字図面
- ③ 複数デザイン明細書(複数デザイン登録出願の場合)
- ④ 委任状(必要な場合)

3-4 優先権主張

デザイン保護法には国内優先権制度が存在せず、パリ条約優先権制度のみがある。パリ条約優先権主張の基本手続は特許法と同一だが、優先権主張の基礎となる最初の出願日から6ヶ月以内にデザイン登録出願をしなければならない。なお、優先権証明書は、韓国における出願日から3ヶ月以内に提出しなければならない。

3-5 特殊な出願

(1) 類似デザイン制度

類似デザイン制度とは、日本の従前の類似意匠制度と類似の制度であって、自らの登録デザイン又はデザイン登録出願したデザイン(基本デザイン)にのみ類似するデザインについて類似デザインとしてのみデザイン登録を受けることができるようにした制度で、その要件は以下のとおりである。

- ① 基本デザインが存在すること
- ② その基本デザインにだけ類似すること
- ③ 類似デザインにのみ類似するものではないこと
- ④ 基本デザインの物品と同一または類似であること

基本デザインの権利存続期間が満了すれば類似デザインの権利存続期間も満了となり、基本デザインと類似デザインとして登録された後には訂正手続きなどで類似デザインを基本デザインに変更することは不可能である。

なお、現在、デザイン保護法の一部改正が予定されており、類似デザイン制度は廃止され、日本と同様の関連デザイン制度が導入されることになっている(43 ページ参

照)。」

(2) 組物デザイン制度

2 つ以上の物品が慣習上、組物として販売され、同時に使われる場合に当該組物デザインが組物全体として統一性があるときには1 デザイン1 出願原則の例外を認めて1 デザインとして出願できる。その要件は以下の通りである。

- ① 一組の組物であること
- ② 知識経済部令が定める物品に該当するもの(例えば、一組の茶器セット、一組の筆記具セットなど。2010年1月1日から31物品から86物品に拡大された)
- ③ 組物全体として統一性があること

組物デザイン出願の際には、①添付図面は構成物品別、及び組物の使用状態の図面が必要であり、②図面上のデザインの説明欄に組物を構成する物品名、及びその個数を記載しなければならない。

登録により1つのデザイン権が発生するので、構成物品別に移転したり消滅させることができず、無効審判又は権利範囲確認審判請求も組物物品デザイン全体についてのみできる。また、他人が構成物品のうち一部に対してのみ侵害する場合でも一部侵害は認められない。

なお、各物品別に登録要件を満たす必要はなく、組物全体で登録要件を満たせばよい。また、各物品を独立デザインとする分割は認められない。

(3) 秘密デザイン制度

実施化に必要な準備期間の確保及び模倣、盗用の防止を図るために、出願人が登録料納付時までには請求することによりデザイン権設定登録日から3年以内の期間を指定してそのデザインの内容を秘密とすることができる。秘密デザインは当該デザイン登録出願人のみができ、秘密期間の延長又は短縮は、出願人及び登録後のデザイン権者のみが可能である。また、複数デザイン登録出願に対して秘密デザイン請求をするときは、複数デザイン登録出願全体に対してのみ可能である。なお、秘密デザインに関するデザイン権者又は専用実施権者は特許庁長の証明を受けた書面を提示して警告した後でのみ侵害禁止請求権を行使できるようになっており、侵害禁止請求権行使には一定の制約がともなう。

(4) 動的デザイン制度

デザインに関する物品の形状、模様、色彩がその物品が持つ機能によって変化するデザインであって、停止状態では変化後の状態を容易に予測できないデザインをいう。

動的デザインを出願する際には、添付図面は停止状態の図面及び動作状態が分かる

参考図面を提出しなければならず、図面中のデザインの説明欄にはその変化状態及び機能を記載しなければならない。

(5) 部分デザイン制度

物品の部分に関する形状などに対してデザインとして保護する制度であって、全体デザインのうち、登録を受けようとする部位に対して実線、その他の部分は点線で表示した図面を提出しなければならず、部分デザインに対する全体デザインが先出願として存在する場合に同一の出願人でも登録を受けることができないので、先ず部分デザインを出願した後にその部分デザインを含む全体デザインを出願するか同日付で出願しなければならない。この点は日本の意匠法とは違いがあり、留意する必要がある。

3-6 出願補正制度

(1) 補正時期

デザイン登録決定又は拒絶決定通知書の送達前、及び拒絶決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に出願書に添付した図面、図面の記載事項及び写真及び見本を補正して再審査請求をした時には補正をすることができる。

(2) 補正範囲

最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲内でデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項及び写真(又は見本)の補正が認められる。一方、デザイン登録出願人は類似デザイン登録出願と単独のデザイン登録出願相互間、デザイン無審査登録出願とデザイン審査登録出願相互間で出願を変更する補正をすることができる。

(3) 補正却下

審査官は要旨変更と認められた場合は補正却下をする。これについては不服審判を提起して争うことができ、要旨変更が看過され登録された場合には補正書提出時まで出願日が後退する。

(4) 出願分割

出願分割とは、デザイン審査登録出願が 1 デザイン 1 出願の原則に違反して出願されたり、組物デザイン登録出願をしたり、複数デザイン登録出願をした場合にこれを 2 以上のデザイン登録出願に分割して出願することをいう。補正制度ではないが拒絶理由に対して補正と類似する機能を果たす。

3-7 出願公開

デザイン登録出願は特許法と違って申請によってのみ公開される。出願公開申請は当該出願に対する「最初の決定謄本が送達される前まで」可能であり、公序良俗に反するおそれがあったり、国防上秘密として取扱う場合には出願公開しないことがあり得る。全ての書面が公開され、図面及び書誌的事項がデザイン公開公報に掲載される。

出願公開後には当該デザインと同一、類似のデザインを業として実施した者に書面で警告でき、警告した後にも続けて実施したり出願されたデザインであることを知りながらも実施した場合には登録後に補償金請求権を行使することができる。また、公開後には優先審査の請求が可能となり、秘密状態が解除されて公知デザインとなる。

3-8 実体審査

(1) 拒絶理由

出願書類の適法要件及び方式要件をすべて満たしている場合には、審査官により実体審査が行なわれる。出願から審査完了までの期間はおおむね10～12ヶ月である。

デザイン保護法のみの特徴的な拒絶理由は以下の通りである。

- ① 工業上利用可能性の欠如
- ② 新規性の欠如/創作性の欠如
- ③ 公序良俗違反などの不登録事由に該当する場合
- ④ 類似デザイン出願規定違反
- ⑤ 審査及び無審査デザイン出願対象に該当しない場合
- ⑥ 1デザイン1出願規定、複数デザイン出願規定違反
- ⑦ 一組物品デザイン出願規定違反
- ⑧ 先出願主義違反

ただし、デザイン無審査登録出願の場合には第三者の情報提供がない限り上記方式要件の他に公序良俗違反の有無及び工業上利用可能性有無、韓国内での容易創作性に対する審査のみが行なわれる。

(2) 意見書及び補正書の提出

当該拒絶理由に承服できない場合には、指定期間内に意見書を提出することができる。指定期間は1ヶ月ずつ2回の延長が可能である。

補正を通じて拒絶理由を回避できると判断される場合には、要旨を変更しない範囲内で補正書を提出できる。複数デザイン登録出願中の一部のデザインに拒絶理由がある場合には該当デザインの一部取下げ又は一部放棄により拒絶理由を回避することができる。

なお、デザイン登録が無効、取下げ、放棄、又は拒絶決定や拒絶するとの趣旨の審決が確定したときには、そのデザイン登録出願の先出願の地位ははじめからなかったものとみなされる。

(3) 登録決定及び拒絶決定

実体審査の結果、拒絶理由がなかったり、意見書提出などにより拒絶理由が解消され拒絶理由を発見できない場合には登録決定を行う。意見書提出などによっても拒絶理由が解消されない場合には拒絶決定となり、これに対しては拒絶決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に不服審判を提起して争うことができる。

また、出願人は拒絶決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に拒絶決定不服審判を提起せず、図面、図面の記載事項を補正し、再審査を請求することができる。

3-9 再審査請求制度

(1) 概要

拒絶決定書の謄本送達日から 30 日(拒絶決定不服審判の請求期間が延長された場合はその延長された期間)以内に図面、図面の記載事項及び写真や見本を補正すると同時に再審査を請求すれば審査官の再審査を受けることができる。ただし、再審査による拒絶決定に対しては再び再審査を請求することはできない。なお、この再審査請求は 2009 年 7 月 1 日以降の出願から適用されている。

(2) 拒絶決定不服審判との関係

再審査の請求があった場合、該当出願にすでに下された拒絶決定は取消されたものとみなす(同第 27 条の 2 第 2 項)。したがって拒絶決定後に出願人は再審査請求と拒絶不服審判のうちいずれか一方だけを選択し請求しなければならない。拒絶決定不服審判を請求する場合、図面、図面の記載事項などは補正することができない。

3-10 優先審査

出願公開されたデザイン登録出願に対しては出願公開後、出願人ではない者が業として出願したデザインを実施していると認められる場合やその他の緊急処理が必要であると認められる場合、他の出願より優先して優先審査をすることができる。

3-11 出願費用

特許庁に納付するオフィシャルフィーである出願料は 1 デザイン毎に有審査の場合は 60,000 ウォン、無審査の場合は 45,000 ウォンで、電子出願によらず書面提出の場合には 10,000 ウォンが加算される(代理人手数料は別途)。登録料は最初 3 年分までが 1 デザイン毎に 75,000 ウォン(地方税などは含まず)である。なお、出願後 1 ヶ月以内に出願取下げ/出願放棄した場合には出願料について払い戻しを受けることができる。

4. 権利の取得と維持

4-1 登録料の納付

特許庁長は出願人が登録決定謄本の送達を受けた日から3ヶ月以内に最初の3年分の登録料を一括で納付した場合に限って設定登録をする。第4年次分からの登録料は毎年ごとに納付しなければならないが、複数年度分をまとめて、若しくは存続期間満了日までを一括して納付することができる。デザイン登録料及び4年次以降の各年度維持年金については〔付録4〕329ページを参考のこと。

4-2 登録料の倍額追納及び以降の救済期間

登録料追加納付によるデザイン権回復規定は特許と同様である。

4-3 存続期間

デザイン権の存続期間はデザイン権設定登録日から15年である。存続期間の延長や更新制度はない。

5. デザイン無審査登録異議申立

5-1 デザイン無審査登録異議申立の要件

(1) 申立ができる者

何人も可能であり、非法人団体でも代表者や管理人がいる場合にはその名義で行うことができる。

(2) 申立対象

設定登録後は当該デザインの内容をデザイン公報に掲載する登録公告がなされ、この場合、デザイン無審査登録に限って異議申立の機会が与えられる。複数デザイン登録はデザインごとに異議申立が可能である。

(3) 申立時期

デザイン権の設定登録があった日から登録公告後3ヶ月が経過する日までに当該無審査登録が新規性喪失、容易創作などに該当するという理由で特許庁長にその登録の取消しを申立てることができる。

5-2 デザイン無審査登録異議申立に対する審査

異議申立人がデザイン無審査登録異議申立書に必要な証拠を添付して特許庁長に提

出すると、審査長はその副本をデザイン権者に送達して答弁書提出の機会を与え、その趣旨を当該デザイン権の専用実施権者や登録原簿上のその他の質権者らに通知しなければならない。また、審査官は異議申立人が請求しなかった理由についても審査することができ、この場合意見陳述の機会を与えなければならない。

異議申立日から30日以内であれば異議申立理由及び証拠を補正できる。異議決定謄本送達前まで、又は審査官の職権による異議審査に対する意見陳述機会の付与前まで、異議申立を取り下げることができ、取下げられた場合は、当該異議申立ははじめからなかったものとみなす。

5-3 異議決定

(1) 異議決定

異議申立人に付与された異議申立理由などに対する補正可能期間と出願人に付与された異議申立に対する答弁書提出期間が経過した後に異議決定が下され、異議申立が理由ありと認定されれば取消決定が下される。異議申立が理由なしと認められれば維持決定が下される。また、異議申立期間内にその理由及び証拠を提出しない場合は決定により異議申立を却下できる。

(2) 異議決定に対する不服

却下決定及び維持決定に対しては不服を申立てることができない。取消決定に対しては、デザイン権者がその謄本を送達受けた日から30日以内に特許審判院に不服審判を請求できる。

6. デザイン審判手続

6-1 種類

デザイン審判の種類は請求人と被請求人が対立構造をとる当事者系の審判と、被請求人が特許庁長の決定系審判に分けられる。当事者系の審判にはデザイン登録無効審判、権利範囲確認審判、通常実施権許与審判などがあり、決定系の審判には拒絶決定に対する不服審判、補正却下決定に対する不服審判、デザイン登録取消決定に対する不服審判などがある。

6-2 デザイン登録無効審判

(1) 請求人

利害関係人または審査官でなければならず、利害関係人は、デザイン権者から権利対抗を受けて現在業務上の損害を受けるか、または損害を受ける憂慮がある者であっ

て、同業者、当該デザイン権と関連して訴訟関係にあるか、または訴訟関係になる憂慮がある者、当該登録デザインを実施するか、または実施準備をしている者、デザイン権者から侵害警告を受けた者などが該当する。

(2) 無効事由

登録デザインが出願前に既に国内外で公知、公然実施、刊行物への掲載などにより新規性を喪失した場合、当業者が容易に創作することができるもので創作性が欠如している場合などがある。複数デザイン登録出願されたデザイン登録に対してはデザインごとに請求することができる。

(3) 無効審決確定の効力

デザイン登録を無効にするという審決が確定された場合はそのデザイン権は最初からなかったものとみなす。基本デザインのデザイン登録を無効にするという審決が確定された場合はその類似デザインのデザイン登録も無効となる。

6-3 権利範囲確認審判

(1) 種類及び当事者

デザイン権者、専用実施権者、または利害関係人が請求することができ、デザイン権者が、他人の実施する確認対象デザイン(いわゆる「(イ)号意匠」)は自己の登録デザインの権利範囲に属するという趣旨の審決を求める積極的権利範囲確認審判と、確認対象デザインを実施するかまたは実施しようとする者(利害関係人)が、自己の確認対象デザインは登録デザインの権利範囲に属しないという趣旨の審決を求める消極的権利範囲確認審判とがある。

(2) 権利範囲確認の効果

通常、消極的権利範囲確認審判は、侵害訴訟で被告の防御手段として活用され、権利範囲に属しないという審決は侵害訴訟で法院の判断を拘束することはできないものの、有力な証拠として作用し得る。積極的権利範囲確認審判は、権利者が自分の権利が侵害されていることを審判院に確認してもらうものであるから、多くの場合、侵害訴訟の前段階として積極的権利範囲確認審判を提起し、権利範囲に属するという審決を得て、これを侵害者との交渉に活用したり、後日の侵害訴訟を有利に導くための証拠として用いられる。

6-4 その他の審判制度

(1) 通常実施権許与審判

登録デザインが先出願登録された他人の権利と利用・抵触関係にあり通常実施権の許諾を受けようとする場合であって、その他人が実施に対する許諾をしないか、または許諾を受けることができない場合に限って請求することができる。

(2) デザイン登録取消決定に対する不服審判

デザイン登録異議申立によって取消決定を受けたデザイン権者が取消決定を不服とする場合は登録デザインに対する取消決定処分の取消を請求することができる。

(3) 拒絶決定(補正却下決定)に対する不服審判

拒絶決定(補正却下決定)を受けたデザイン登録出願人は当該決定を不服とする場合は拒絶決定(補正却下)の取消を請求することができる(詳しくは第II編第2章3-14 ;69 ページを参照のこと)。

6-5 審決に対する不服

特許審判院の決定または審決を不服とする者は審決謄本を受けた日から30日以内に高等法院レベルの専門法院である特許法院に審決取消訴訟を提起することができ、特許法院の判決を不服とする場合は最終審である大法院(法律審)に上告することができる(詳しくは第II編第2章6-7 ;83 ページを参照のこと)。

6-6 訴訟手続きの中止

デザイン権侵害訴訟で被告は防御手段としてデザイン登録無効審判や消極的権利範囲確認審判を請求するが多い。法院は訴訟において必要な場合は上記審判の審決が確定される時までその訴訟手続きを中止することができるが、最近の法院実務は審判手続きを考慮せず独自の進める傾向が強い。

[付録 3] 日韓知的財産関連分野の差異点对照表

1. 一般／四法共通

項目	韓国	日本
用語	決定	査定
用語	特許庁長	特許庁長官
用語	法院、高等法院、大法院	裁判所、高等裁判所、最高裁判所
用語	デザイン、デザイン保護法	意匠、意匠法
用語	拒絶理由、意見書提出通知	拒絶理由、拒絶理由通知
意見書提出	意見書提出通知から 2 ヶ月以内 特許・実用： 1 ヶ月ずつ原則的に 4 回まで延長可 (追加の延長は延長の必要性の疎明を要す) デザイン・商標： 1 ヶ月ずつ 2 回のみ延長可	特許・実用：原則 60 日 小笠原諸島などの特定地は 75 日 (職権により 15 日延長) 在外者は 3 ヶ月 (請求により 3 ヶ月延長) 意匠・商標：原則 40 日 小笠原諸島などの特定地は 55 日 (職権により 15 日延長) 在外者は 3 ヶ月(請求により 1 ヶ月延長)
拒絶査定 不服審判	審判請求は拒絶決定謄本送達日から 30 日 以内 在外者は 2 ヶ月 1 回のみ延長可 在內者は 1 ヶ月 1 回のみ延長可 審判請求日から 30 日以内に補正可	(平成 21 年 4 月 1 日より) 審判請求は拒絶査定謄本送達日から 3 ヶ月 以内 特許・実用：審判請求日と同時に補正可 意匠・商標：審判又は再審に継続している場 合に限り補正可
無効審判 請求人適格	特許・実用： 利害関係人、審査官のみ可能 (ただし、公益的無効理由については公告登 録日から 3 ヶ月間は何人も可能) デザイン・商標： 利害関係人、審査官のみ可能	何人も可能
実施行為の 範囲	輸出を含まない 商標についてのみ輸出を含む	輸出を含む(四法とも)

4. デザイン登録／意匠

項目	韓国	日本
類似意匠	類似デザイン制度を有する	関連意匠制度を有する
優先審査制度の根拠	あり	なし
優先審査の対象	出願公開後、他人が業として実施 出願人の自己実施または実施準備など	なし
早期審査制度の根拠	なし	なし 運用で行っている
早期審査の対象	なし	自己実施かつ第三者の実施 自己実施かつ第三者からの警告 自己実施かつ第三者からの許諾 外国関連
審査の有無	物品の種類によって審査出願と無審査出願がある	実体審査を行う（無審査出願はない）
複数の出願	複数デザイン登録出願可能 （無審査対象物品に限る）	一意匠につき一出願
異議申立	デザイン無審査登録出願に限り登録公告後 3ヶ月以内に異議申立ができる 申立期間終了後30日以内に理由補充可 さらに2ヶ月1回のみ延長可	制度なし
出願公開	申請により出願公開可	制度なし
必要図面	デザインを特定さえできれば図面に制限はない（3D電子データ提出可） 書体デザインの場合は指定文字図面、例文図面、代表文字図面が必要	原則六面図のみ ただし、六面図だけでは意匠を特定することができないときは斜視図や断面図も必要
補正可能時期	デザイン登録決定又は拒絶決定通知書の送達前、拒絶決定謄本受領日から30日以内の再審査請求時	審査、審判、再審継続中
部分デザイン	あり（全体デザインと部分デザインを同時出願または部分デザインを先に出願する必要あり）	あり（全体デザインと部分デザインを前後して出願しても構わない）
補正後の意匠についての 新出願に対する 出願日遡及	なし	あり
組物意匠	86種	56種
存続期間	15年	20年
利用関係	登録商標、著作権を含む	登録商標、著作権は除外
フォント （書体）保護	可能	不可

[付録 4] 知財四法の特許料・登録料・各年度維持年金(2012年)

想定為替レート 100 ドル=1110 ウォン

	項 目	Official Fee		
		(Korean Won)	(≒US\$)	
特 許	特許登録料(最初3年分)	基本料	45,000	40.54
		1項毎の加算料	39,000	35.14
	4～6年度の各年分	基本料	40,000	36.04
		1項毎の加算料	22,000	19.82
	7～9年度の各年分	基本料	100,000	90.09
		1項毎の加算料	38,000	34.23
	10～12年度の各年分	基本料	240,000	216.22
		1項毎の加算料	55,000	49.55
13～15年度の各年分	基本料	360,000	324.32	
	1項毎の加算料	55,000	49.55	
16～18年度の各年分	基本料	360,000	324.32	
	1項毎の加算料	55,000	49.55	
19～21年度の各年分	基本料	360,000	324.32	
	1項毎の加算料	55,000	49.55	
22～25年度の各年分	基本料	360,000	324.32	
	1項毎の加算料	55,000	49.55	
実 用 新 案	実用新案登録料(最初3年分)	基本料	36,000	32.43
		1項毎の加算料	12,000	10.81
	4～6年度の各年分	基本料	25,000	22.52
		1項毎の加算料	9,000	8.11
	7～9年度の各年分	基本料	60,000	54.05
1項毎の加算料		14,000	12.61	
10～12年度の各年分	基本料	160,000	144.14	
	1項毎の加算料	20,000	18.02	
13～15年度の各年分	基本料	240,000	216.22	
	1項毎の加算料	20,000	18.02	
デ ザ イ ン	デザイン登録料(最初3年分)	75,000	67.57	
	4～6年度の各年分	35,000	31.53	
	7～9年度の各年分	70,000	63.06	
	10～12年度の各年分	140,000	126.13	
	13～15年度の各年分	210,000	189.19	
商 標	商標出願登録料(1ヶ類毎) 10年分一括納付	211,000	190.09	
	商標出願登録料(1ヶ類毎) 5年分2回分納	132,000	118.92	
	商標更新登録料(1ヶ類毎) 10年分一括納付	310,000	279.28	
	商標更新登録料(1ヶ類毎) 5年分2回分納	194,000	174.77	

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル 韓国編

[著者]
金・張法律事務所
金容甲（模倣対策部分）
崔熙俊、李瓊宣（権利取得部分）
金尚源（構成・編集）

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。